

第五種共同漁業権遊漁規則

内共第12号

令和6年1月1日施行

木曾川
長良川 下流漁業協同組合

海津市漁業協同組合

第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、海津市・木曾川長良川下流漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 1 2 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あまご、こい、ふな、うなぎ、なまず、おいかわ及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項または第 2 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、リール釣をいう。）に限るものとする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あまご	2 月 1 日から 9 月 3 0 日まで
こ い ふ な う なぎ な まず う ぐい おい かわ	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示板、ウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種
長良川 東海大橋上流端から上流500メートルまでの区域	2月1日から 9月30日まで	全魚種

(全長制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長	魚 種	全 長
あまご	15センチメートル	うなぎ	30センチメートル
こい	20センチメートル	うぐい	10センチメートル
ふな	6センチメートル	なまず	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
		日 釣	年 釣
全魚種	手釣・竿釣	300円	6,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

区 分	遊 漁 料	
	日 釣	年 釣
小学生以下	無 料	無 料
中学生、心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）	150円	3,000円

3 ただし、海津市漁業協同組合（内共第3号）又は（内共第4号）の遊漁証で遊漁できるものとする。減免者についても同じとする。

4 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

5 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、オンラインシステムは、組合の掲示板、ウェブサイトにて公表するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証

(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁証においてこれを省略することができる。

3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する組合が指定する場所、オンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期限
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。